

桜ヶ丘防災防犯委員会規定

第1条 防災防犯委員会

1. 防災防犯委員会の選任は、「町内会会則」(班長ファイルNo.101)に従う。
2. 防災防犯委員会は、桜ヶ丘内の自然災害への防災活動と事故・事件への防犯活動を行う。

(防災の部)

第2条 消防設備の管理

1. 防災防犯委員会は、町内の消火設備の管理のため、「一次避難場所・消防設備配置図」(班長ファイルNo.503)を管理する。
2. 防災防犯委員会は、消防設備の点検を年1回行い、不具合があれば処置する。
3. 防災防犯委員会は、消防ホース格納箱の清掃を年2回(5月、9月)行い、蜘蛛の巣等を排除し、必要などきに即時使えるようにする。

第3条 自主防災隊

1. 桜ヶ丘町内会は、震災時の救助・避難等のため、自主防災隊を組織する。
2. 自主防災隊隊長は、町内会長の兼務とする。
3. 防災防犯委員は自主防災隊本部の任につき、防災防犯委員長は自主防災隊副隊長を努める。(6名)
4. 防災防犯委員会(6名)を除く当年度班長26名は「一時避難場所」の責任者・副責任者(22名)と、自主防災隊本部要員(4名)の任に就く。
5. 防災防犯委員長は、年度初めに前項による人員配置に基づき、桜ヶ丘自主防災隊組織図(班長ファイルNo.502)を作成し、班長ファイルを差し替え周知する。

第4条 平時の防災活動

1. 南海トラフ地震は、今後30年間に70~80%の発生頻度と予想されており、滋賀県は震度6程度と想定されている。この対策として防災防犯委員長は、被災時のために被災時の状況、対応策等、を調査し把握する。
2. 防災防犯委員長は、これらの情報を役員会・班長会で報告し、また回覧等で周知する。
3. 防災防犯委員会・役員会は、被災時をイメージし、その対策として次のことを実施する。
設備の見直しと購入・設置
備蓄品(水・食料・医薬品等)の備蓄を検討し、必要なら購入・整備する。
防災・消火・避難訓練等の実施
etc

第5条 被災時の自主防災隊の活動

1. 自主防災隊本部は、被災時に町内の住民の救出、避難誘導、情報収集、関係機関・部署との連絡等の活動をする。

2. 一時避難場所責任者・副責任者は、担当する避難場所を統率し、避難人員・行方不明等の情報を入手し、自主防災隊本部に報告し、その他の処置をする。
3. 自主防災隊本部は、外部機関(草津市役所・消防・警察・医療機関その他)と連携、交渉し、町内の被害を最小限に抑えるためにあらゆることを行う。
また、一時避難場所からの情報を得て必要な決断・決定をする。
4. 自主防災隊本部は、担当する一次避難所と連絡を取り合い、迅速に情報を把握する。避難所責任者の不在・負傷等の際は、代行する。
5. 避難所生活を余儀なくされた場合は、自主防災隊は、避難所を統率し、規律正しい避難所生活を目指す。

第6条 自主防災隊 OB

1. 防災に関する各種活動は、長期を見通す必要がある。そのため知識と意識の継続を図ることを目的にこの項を作成する。
2. 防災防犯委員・自主防災隊本部経験者・町内会本部役員は、桜ヶ丘の防災活動を継続するために、平時の防災活動に助力する。
3. 自主防災隊隊長(町内会長)は、毎年2~3月中に有志を募り、3~5名程度の自主防災隊 OB を集める。参加する OB は自主防災隊組織図に記名する。
4. 自主防災隊隊長(町内会長)は、当年度自主防災隊本部メンバーと前項の OB を招集し、自主防災会議を行う。
5. 会議は、第4条 平時の防災活動に基づき、被災時を想定し、ありとあらゆる対策を検討し、実行し、また次年度に持ち越す対策等を立案し、防災活動への意識と知識の継続を図る。

(防犯の部)

第7条 事故・事件への対応

1. 事故・事件発生時は、当事者・関係者は警察に通報し、その情報を防災防犯委員会に連絡する。
2. 不審者出没等、警察への即時通報がためられる場合は防災防犯委員会に連絡し、防災防犯委員会は、その事態を判断し、警察への通報等の処置を決定する。
3. 悪徳商法・訪問販売等などのトラブルは、消費者生活相談等に連絡相談する。この情報は、防災防犯委員会に報告する。
4. 防災防犯委員会は、1~3項の情報を分析し、再発防止対策を立案、実施する。
5. 防災防犯委員会は、立案した再発防止対策を文書化し、回覧または全戸配付して周知する。
6. 防災防犯委員会は、草津市役所・草津警察署・湖南消防等、関係機関との良好な関係を築き、即時に指導や協力を得られるようにする。

第8条 放置自転車・バイクの処置

1. 町内の放置自転車・バイク等の情報は、防災防犯委員会に集約する。

2. 放置自転車の通報先は、防犯登録証の有無で判定する。
3. 防犯登録証がある時、盗難の可能性があるので、警察署に連絡する。
志津交番:草津市青地町785-7
 〃 Tell:077-564-6600
7. 防犯登録証がない時、放置された場所を把握し、放置場所が道路上なら草津市道路課へ、それ以外の場所は、草津市河川課へ連絡し処置を依頼する。
草津市建設部道路課 Tel:077-561-2390
草津市建設部河川課 Tel:077-561-2397

第9条 防犯灯の管理

1. 防災防犯委員会は、町内の防犯灯を管理するため、「防犯灯・設備配置図」(班長ファイル№.504)と「防犯灯管理台帳」(班長ファイル№.506)を作成し、管理する。
2. 防犯灯の増減があった場合には、改訂する。

第10条 防犯灯の修理

1. 防災防犯委員会は、防犯灯に不具合があれば処置する。
2. 不具合発生の連絡は、防災防犯委員会に集約する。
3. 不具合のある防犯灯の電柱に掲示してある「防犯灯番号(上段にあるもの)」を確認する。
4. 防犯灯番号を防犯灯管理台帳で照合し、台帳№.(設置場所)を(株)たかはしに連絡する。
(株)たかはし住所:〒524-0001 守山市川田町 413-2
 〃 Tel:0120-927-524(フリーダイヤル通話無料)
 〃 Tel: 077-582-2018
5. この時、不具合状態(点かない・点滅等)を分かる範囲で伝え、請求先を知らせる。(防災防犯委員会の会計担当者の住所氏名)
6. 修理完了し、請求書を受け取ったら、銀行振込等に対応し、会計処理を行う。

第11条 本規定の改廃

1. この規定は、防災防犯委員会が管理・改訂する。
2. 改訂時には、班長会で改訂内容説明し承認を得、班長ファイルの差し替えを指示する。

緊急時の連絡先一覧

施設名	Tel
事件・事故等	110
火災・急病等	119
草津市危機管理課	077-561-2325
志津交番	077-564-6600
草津警察署	077-563-0110
湖南広域消防局 南消防署	077-564-4951
草津保健所	077-562-3526
さくらがおかこども園	077-562-7511
玉川こども園	077-564-0043
玉川小学校	077-563-1271
玉川中学校	077-566-3631
玉川高校	077-565-1581